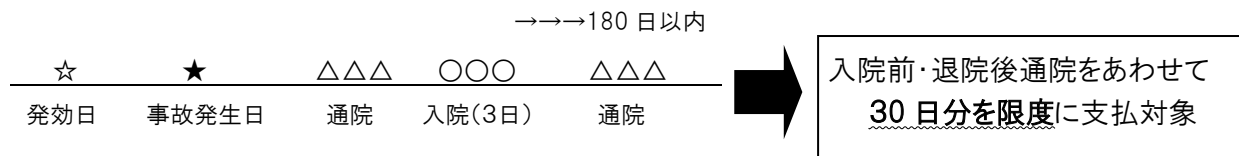


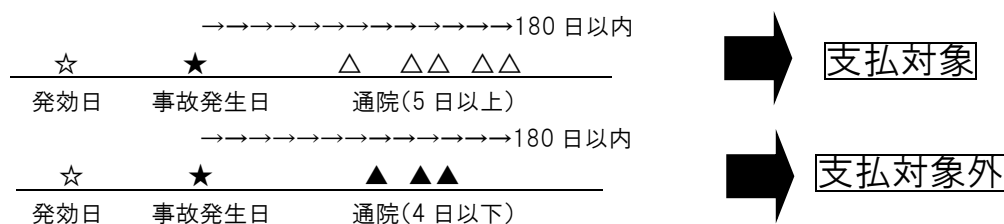
② 災害入院共済金が支払われる連続4日以下の入院を伴う通院の場合

事故発生日を含めて入院開始日の前日までの通院および退院日の翌日から180日間の通院に対し、初日から30日分を限度として入院前災害通院共済金または退院後災害通院共済金をお支払いします（災害入院共済金が支払われる場合の通院は、1日目から対象です）。



<入院を伴わない通院共済金>

共済期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故発生日から180日以内に5日以上の通院をした場合、事故発生日から180日以内の期間の通院について、初日から30日分を限度として災害通院共済金をお支払いします。



不慮の事故を直接の原因として、治療期間中に固定具（ギプス・シーネ・コルセット等）を装着したときは、次の（ア）から（ウ）のすべてを満たしている場合に限り、固定具装着期間を通院とみなして、災害通院共済金をお支払いします。

- （ア）傷病名が、「骨折、脱臼、脊髄損傷、半月板損傷、筋・腱・靭帯断裂（損傷を含む）」であること。
- （イ）傷害を受けた部位が、「手指、足指、鼻、顎骨（口腔内固定に限る）、歯牙」以外であること。
- （ウ）傷病の治療を目的として、体外固定具が使用されていること。

※固定具の種類によって対象とならないものがあります。固定具の名称を確認のうえ、所属組合へお問合せください。

上記条件を満たしている場合は、固定具装着期間を通院とみなして支払可能！！



<手術共済金>

受けられた手術が共済金支払対象となるかについて、診療報酬点数表に基づく手術コード（Kコード）と正式な手術名をご確認いただいた上で、所属組合へお問合せください。

- *手術コード（Kコード）と正式な手術名は医師もしくは病院の医事課でご確認できます。
- *手術共済金の認定の有無は、こくみん共済coop<全労済>独自で定めているものです。他保険とリンクしておりませんので、手術共済金のみのご請求の場合は、特に事前の確認をお勧めします。
- *1回の手術の中で複数の手術が行われたとき、また同じ日のうちに複数回の手術が行われたときは、それらの手術のうち、最も倍率の高いいずれか一つの手術を受けたものとして取り扱います。

<診断書料補助金>

所定の診断書原本を提出し、災害入院共済金、災害通院共済金、手術共済金のいずれかの共済金が支払われた場合、診断書料補助金として5,000円をお支払いします。

※診断書料補助金をお支払いする回数についてはパンフレットをご参照ください

「診断書料補助金」はじちろう共済独自の保障(^^)！！

不慮の事故の請求に必要な書類<次の①～⑤をお取り揃えください>

- ①共済金支払請求書 **生命系** ②入院・通院・手術治療証明書 (診断書)*裏表両面あり ③事故発生通知書

④公的証明書(公務災害認定書、交通事故証明書など)

公的証明書とは次のとおりです (写し可)

交通事故による場合	自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書
エレベーターまたはエスカレーターの事故および建築物の倒壊または物の落下による事故の場合	その建築物の管理者が発行する事故証明書
労働災害による場合	労働者災害補償保険請求書または労働者災害補償保険支給決定・支払通知書の写し
公務上の災害による場合	公務災害認定申請書または公務災害認定書の写し
上記以外の原因による場合	上記に準ずる不慮の事故等を証明する書類

⑤「個人情報(要配慮個人情報含む)の取得・提供に関する同意書」……所定の様式でご提出ください。

<請求書類の一部省略>

一部省略の場合、診断書料補助金は支払対象外です

所定の「入院・通院・手術等治療証明書(診断書)」以外でも請求が可能な場合があります。認定に必要な入院期間や通院日が確認できる、次の(ア)～(オ)のいずれかの書類の写しとあわせて、所定の「自己申告書」に必要事項を記入しご提出ください。

- (ア) 保険会社、または他の共済事業で使用された診断書
- (イ) 医療機関発行の各種証明書
- (ウ) 医療機関発行の入院・通院費の領収書
- (エ) 医療機関発行の診療明細書
- (オ) その他、じちろう共済が認める証明書
(必要事項が記入されている場合)



(イ)～(オ)の書類の場合は **プラス**

<自己申告書>

※固定具装着期間を通院とみなして請求する場合は、傷病名・傷部の部位・使用固定具名・使用開始日・使用終了日が記載されている上記(ア)の書類の写しに限り請求が可能です。

※手術共済金を請求する場合は、上記(ア)(エ)の書類の写しに限り請求が可能です。

ご確認ください!

